

秋田県告示第486号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

素波里鳥獣保護区素波里特別保護地区

2 区域

素波里鳥獣保護区のうち、素波里湖水面の区域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

素波里鳥獣保護区は、山本郡藤里町の素波里湖を中心とした区域であり、落葉広葉樹林など変化に富んだ林相の地域である。

このような自然環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、素波里湖水面域は、水鳥などの繁殖のための環境が整っており、繁殖を確保するためには当該区域に特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、素波里鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び適正化に関する法律29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第2

1 名称

七滝鳥獣保護区七滝特別保護地区

2 区域

七滝鳥獣保護区全域

3 存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

七滝鳥獣保護区は、美郷町旧六郷町の東部に位置し、六郷湧水群の源流となる地域である。

このような自然環境を反映して、クマタカやニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の全区域は、落葉広葉樹林などの原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び適正化に関する法律29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。